

内容見本 (B5判縮小)

第5章 支援系サービス 第1節 実施基準・運営

○運営に関する基準（サービス等の提供・記録等）

Q 利用者の状況を把握するためのアセスメント様式は、決められた書式を用いて行うか。

A アセスメント様式については、指定されたものではなく、事業所ごとで使用される書式を活用することになるが、利用者から得られた情報が偏ることのないよう記述できる様式がふさわしい。

1 利用者の心身の状況等の把握（アセスメント）と関係機関との連携
指定地域移行支援事業者は、地域移行支援を行うに当たっては、生活環境、地域生活に必要とされる保険医療サービス等をめなければなりません（地域相談支援運営基準12）。また、支援の際は、家庭内、家族関係、地域とのつながりを重視しながら、市町村、指定障害福祉サービス事業所、保険医療サービス、インフォーマルサービスに関する者等との関係を深め、利用者の意向に沿った地域移行支援の提供を行います（地域相談支援運営基準13）。

2 身分を証する書類の携行

指定地域移行支援事業者は、利用者が安心して地域移行支援の利用ができるよう地域移行支援従事者に事業所の名称や従事者の氏名等が記載された身分証を携行させることとしています。初回訪問時や利用者その家族から求められたときは、自身の所属等の紹介とともに、併せて身分証を提示します（地域相談支援運営基準14、平24・3・30障害児第30第21 第一 2(8)）。

第5章 支援系サービス 第1節 実施基準・運営

MEMO

適宜、設問に関連する業務上の知識や留意事項、実務におけるノウハウなどを解説しています。

■関係機関との連絡調整

指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者など、利用者が退院又は退所後の地域生活における関係機関との連絡調整等を行うことになります（地域相談支援運営基準24、平24・3・30障害児第30第21 第二 2(8)）。

「トラブル・苦情等への対応」では、苦情・事故案件への対応や再発予防のポイントを、官公庁の公表情報や判断などを踏まえて解説しています。

第12 トラブル・苦情等への対応

○利用者の家族から「施設の行事に参加させてもらえない」という苦情を受けた場合の対応

Q 施設入所中の利用者の家族から、「楽しみにしていた施設の行事である一泊旅行の参加を、施設側が本人や家族に一度の相談・説明もなく、不参加と決定したことについて不満がある」と苦情の相談が苦情受付担当者にあった。この場合、どのように対応すべきか。

A 苦情受付担当者は、まず行事担当職員が不参加と判断した理由について確認する。そのうえ、その結果を苦情解決責任者に報告し、施設側が不参加と判断した理由が適切であったかどうかの検討を行う。

検討の結果、利用者や家族に対する行事参加の事前の確認を怠っていたのであれば、苦情受付担当者は、苦情解決責任者同席のもと、

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

サービスの実施基準や運営、報酬算定の解説等に関する疑問点を掲げています。

わかりやすい 障害福祉サービスの実務

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第3章 日中活動系サービス 第2節 報酬の算定

第11 放課後等デイサービス給付費

○放課後等デイサービス給付費の報酬の単位数

1 基本部分の単位数

① 障害児 (重症心身 障害児を除 く) に授業 終了後に行 う場合	(1) 区分 1 の 1	① 定員10人以下	656単位
		② 定員11人以上20人以下	440単位
		③ 定員21人以上	331単位
(2) 区分 1 の 2	① 定員10人以下	645単位	「報酬の算定」の各項目冒頭に、サービスの報酬単位数の表を掲げています。
	② 定員11人以上20人以下	431単位	
	③ 定員21人以上	324単位	
(3) 区分 2 の 1	① 定員10人以下	609単位	
	② 定員11人以上20人以下	405単位	
	③ 定員21人以上	304単位	
(4) 区分 2 の 2	① 定員10人以下	596単位	
	② 定員11人以上20人以下	396単位	
	③ 定員21人以上	297単位	
② 障害児 (重症心身 障害児を除 く) に休業 日に行う場 合	(1) 区分 1	① 定員10人以下	787単位
		② 定員11人以上20人以下	529単位
		③ 定員21人以上	410単位
(2) 区分 2	① 定員10人以下	726単位	
	② 定員11人以上20人以下	483単位	
	③ 定員21人以上	374単位	
③(1) 重症心身障害児に 授業終了後に行う場 合	① 定員5人	1,744単位	
	② 定員6人	1,458単位	
	③ 定員7人	1,255単位	
	④ 定員8人	1,101単位	
	⑤ 定員9人	982単位	

◆医療連携体制加算
適用 [短期入所、重度障害者等包括支援、生活訓練、就労移行支援(I)・(II)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイ、宿泊型自立訓練]

◆医療連携体制加算の要件◆

医療連携体制加算(I)	医療連携体制加算(II)	医療連携体制加算(III)
医療機関等との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合（対象者が1人の場合）①	医療機関等との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合（対象者が2人～8人の場合）②③	医療機関等との連携により、訪問した看護職員が介護職員等に痰の吸引等に係る指導のみを行った場合（看護職員1人1日当たり）④
医療連携体制加算(IV)		医療連携体制加算(V)
介護職員等が看護職員の指導の下、痰の吸引等に係る指導等を実施した場合の支援体制を評価して算定（利用者1人1日当たり）④		日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合に算定⑤
医療機関等と看護職員の訪問について文書による契約が必要です。医療機関等の「等」に		

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市 山手町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.7)649-1専

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

わかりやすい

障害福祉サービスの実務

編集 障害福祉サービス実務研究会

【代表】柳田 正明（山梨県立大学 人間福祉学部 教授）



実施基準・運営

報酬算定

に関する疑問を解消！

実施基準・運営

報酬算定

に関する疑問を解消！

編集
障害福祉サービス実務研究会

わかりやすい
障害福祉
サービスの実務

全
新日本法規

0120-089-339

受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

WEBサイト

<https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献
 新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 総則

第1 障害福祉サービスの概要

○改正障害者総合支援法(平成30年4月施行)のポイント

- 共生型サービスのポイント
- 障害福祉サービスの種類
- 障害福祉サービスを実施できる事業者
- 障害者支援施設を設置できる事業者
- 障害福祉サービス等の利用の流れ
- 障害福祉サービス等の利用契約
- 障害福祉サービス等の利用者負担の仕組み
- 障害福祉サービス事業者への報酬
- 利用者負担の上限管理

第2 実施基準・運営

- 事業者指定の単位
- 障害者総合支援法に基づく用語の定義
- 児童福祉法に基づく用語の定義
- 事業者の一般原則
- 障害福祉サービスにおける常勤要件の取扱い
- 事業所職員の兼務の取扱い
- 就労系サービスを行う事業所における利用者の個人番号の取得に関する取扱い
- 障害者(児)に対する虐待を防止するための対応
- 基準違反に対する指導監督及び指定の取消し

第3 報酬の算定

1 共通の事項

- 算定した費用の届出手続の取扱い
- 端数処理・減算事由の取扱い

2 障害者総合支援法に基づく報酬

- 障害福祉サービスの報酬算定

3 計画相談支援の報酬算定

4 サービスの適用、提供場所及び提供時間等の取扱い(障害者総合支援法)

5 所定単位数の算定

6 児童福祉法に基づく報酬

- 通所支援の報酬算定

7 入所支援の報酬算定

8 障害児相談支援の報酬算定

9 サービスの適用、提供場所及び提供時間等の取扱い

10 所定単位数の算定

第2章 訪問系サービス

第1節 実施基準・運営

1 居宅介護

- 基本方針・サービスの概要

2 従業者の員数・管理者の要件

3 従業者に就業する者の範囲

4 サービス提供責任者の配置基準

5 サービス提供責任者の資格要件

6 居宅介護事業者が重度訪問介護等の事業を行なう場合の要件

7 設備に関する基準

8 運営に関する基準

9 共生型障害福祉サービス(居宅介護)に関する基準(概要)

10 基準該当障害福祉サービス(居宅介護)の場合

11 重度訪問介護

- 基本方針・サービスの概要

12 従業者の員数・管理者の要件(準用)

13 従業者に就業する者の範囲(準用)

14 サービス提供責任者の配置基準(準用)

15 サービス提供責任者の資格要件(準用)

16 設備に関する基準(準用)

17 運営に関する基準(準用)

18 共生型障害福祉サービス(重度訪問介護)に関する基準(概要)

19 基準該当障害福祉サービス(重度訪問介護)の場合(準用)

20 同行援護

- 基本方針・サービスの概要

21 従業者の員数・管理者の要件(準用)

22 従業者に就業する者の範囲(準用)

23 サービス提供責任者の配置基準(準用)

24 サービス提供責任者の資格要件(準用)

25 設備に関する基準(準用)

26 運営に関する基準(準用)

27 基準該当障害福祉サービス(同行援護)の取扱い

28 行動援護

- 基本方針・サービスの概要

29 従業者の員数・管理者の要件(準用)

30 従業者に就業する者の範囲(準用)

31 サービス提供責任者の配置基準(準用)

32 設備に関する基準(準用)

33 運営に関する基準(準用)

34 基準該当障害福祉サービス(同行援護)の取扱い

35 第3章 日中活動系サービス

第1節 実施基準・運営

1 療養介護

- 基本方針・サービスの概要

2 従業者の員数・管理者の要件(準用)

3 従業者に就業する者の範囲(準用)

4 サービス提供責任者の配置基準(準用)

5 設備に関する基準(準用)

6 運営に関する基準(準用)

7 基準該当障害福祉サービス(同行援護)の取扱い

8 第4章 日中活動系サービス

第1節 実施基準・運営

1 療養介護

- 基本方針・サービスの概要

2 従業者の員数・管理者の要件(準用)

3 従業者に就業する者の範囲(準用)

4 サービス提供責任者の配置基準(準用)

5 設備に関する基準(準用)

6 運営に関する基準(準用)

7 基準該当障害福祉サービス(同行援護)の取扱い

8 第5章 支援系サービス

第1節 実施基準・運営

1 地域移行支援

- 基本方針・サービスの概要

2 従業者の員数・管理者の要件

3 運営に関する基準

4 就労移行支援

- 基本方針・サービスの概要

5 従業者の員数・管理者の要件

6 設備に関する基準(準用)

7 運営に関する基準

8 就労定着支援

- 基本方針・サービスの概要

9 児童発達支援給付費

10 医療型児童発達支援給付費

11 放課後等デイサービス給付費

12 地域定着支援

13 就労定着支援

14 地域移行支援

15 地域定着支援

16 就労定着支援

17 地域定着支援

18 地域定着支援

19 地域定着支援

20 地域定着支援

21 地域定着支援

22 地域定着支援

23 地域定着支援

24 地域定着支援

25 地域定着支援

26 地域定着支援

27 地域定着支援

28 地域定着支援

29 地域定着支援

30 地域定着支援

31 地域定着支援

32 地域定着支援

33 地域定着支援

34 地域定着支援

35 地域定着支援

36 地域定着支援

37 地域定着支援

38 地域定着支援

39 地域定着支援

40 地域定着支援

41 地域定着支援

42 地域定着支援

43 地域定着支援

44 地域定着支援

45 地域定着支援

46 地域定着支援

47 地域定着支援

48 地域定着支援

49 地域定着支援

50 地域定着支援

51 地域定着支援

52 地域定着支援

53 地域定着支援

54 地域定着支援

55 地域定着支援

56 地域定着支援

57 地域定着支援

58 地域定着支援

59 地域定着支援

60 地域定着支援

61 地域定着支援

62 地域定着支援

63 地域定着支援

64 地域定着支援

65 地域定着支援

66 地域定着支援

67 地域定着支援

68 地域定着支援

69 地域定着支援

70 地域定着支援

71 地域定着支援

72 地域定着支援

73 地域定着支援

74 地域定着支援

75 地域定着支援

76 地域定着支援

77 地域定着支援

78 地域定着支援

79 地域定着支援

80 地域定着支援

81 地域定着支援

82 地域定着支援

83 地域定着支援

84 地域定着支援

85 地域定着支援

86 地域定着支援

87 地域定着支援

88 地域定着支援</h